

# 平成23年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成23年4月28日

独立行政法人 日本貿易振興機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表します。

## I 特定調達物品等の平成23年度における調達の目標

平成23年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成23年2月4日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとします。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとします。

### 1 紙類（コピー用紙、フォーム用紙等）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

### 2 文具類（シャープペンシル、はさみ、ノート等）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

### 3 オフィス家具等（机、棚等）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

### 4 OA機器

#### （1）複合機、電子計算機等

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は、100%とします。

#### （2）記録用メディア、電子式卓上計算機等

調達を実施する場合には、調達目標は100%とします。

#### （3）トナーカートリッジ

調達目標は95%とします。

#### （4）インクカートリッジ

調達目標は65%とします。

## 5 携帯電話（携帯電話、PHS）

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とします。

## 6 家電製品

### （1）電気冷蔵庫、テレビジョン受信機等

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は、100%とします。

### （2）電気便座、電子レンジ

調達を実施する場合には、調達目標は100%とします。

## 7 エアコンディショナー等（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機等）

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は、100%とします。

## 8 温水器等（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器等）

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は、100%とします。

## 9 照明（蛍光灯照明器具、LED照明器具等）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

## 10 自動車等

### （1）自動車（一般公用車）

1台（本部）

### （2）自動車（一般公用車以外）

調達予定はありません。

### （3）ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム

調達予定はありません。

### （4）乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

## 11 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とします。

## 1 2 制服・作業服・帽子

調達を実施する場合は、調達目標は100%とします。

## 1 3 インテリア・寝装寝具

### (1) カーテン、布製ブラインド等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

### (2) 毛布、マットレス等

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は、100%とします。

## 1 4 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とします。

## 1 5 その他繊維製品

### (1) 集会用テント、ブルーシート

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は、100%とします。

### (2) のぼり、幕等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

### (3) モップ

23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は、100%とします。

## 1 6 設 備 (太陽光発電システム、日射調整フィルム等)

調達予定はありません。

## 1 7 防災備蓄用品 (ペットボトル飲料水、乾パンレトルト食品等)

調達を実施する品目については、調達目標は100%とします。

## 1 8 公共工事

調達予定はありません。

## 1 9 役務

### (1) 省エネルギー診断

調達予定はありません。

(2) 印刷

調達目標は85%とします。

(3) 食堂

1件（アジア経済研究所）

(4) 自動車専用タイヤ更生

調達予定はありません。

(5) 自動車整備

調達目標は100%とします。

(6) 庁舎管理、清掃等

調達目標は100%とします。

(7) 機密文書処理、害虫防除

調達目標は100%とします。

(8) 輸配送

調達目標は100%とします。

(9) 旅客輸送

調達目標は100%とします。

(10) 蛍光灯機能提供業務

調達予定はありません。

(11) 小売業務

調達予定はありません。

(12) クリーニング

調達を実施する場合には、調達目標は100%とします。

(13) 自動販売機設置

調達予定はありません。

## II その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1 本機構内にグリーン調達のためのジェトログリーン調達推進本部を設けます。

その体制の概要は別紙のとおりです。

2 本調達方針は、本部、大阪本部、アジア経済研究所、貿易情報センターを対象とします。

- 3 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、本機構ホームページ上で公表します。
- 4 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努めます。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努めます。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めます。
- 7 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うよう努めます。
- 8 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかけます。
- 9 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者をできる限り考慮するように努めます。
- 9 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進します。
- 10 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部管理課とします。